

パナマ入国措置の緩和

令和4年9月16日
在パナマ日本国大使館

9月15日より、パナマへの入国措置が緩和されます。14日公布のパナマ大統領令第122号により、国内でのパンデミック抑制のために制定された屋内での収容人数制限や個々の間隔距離の確保に係る規定、パナマ入国の際に要求していたQRコード（宣誓書）及びワクチン未接種者の陰性証明の提出等の措置が撤廃となりました。

パナマ保健省は60才以上の高齢者や基礎疾患のある方については、感染予防のため引き続き混雑した場所でのマスク着用を奨励しています。

以上